

第63号議案

遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分を、別紙のとおり関係市町と協議の上、定めるものとする。

平成24年12月4日提出

中間市長 松下 俊男

## 財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分を次のとおり定める。

遠賀・中間地域広域行政事務組合が所有する老人福祉施設遠賀静光園の建物は、平成25年4月1日から社会福祉法人福祉松快園に帰属させる。

平成 年 月 日

中間市長 松 下 俊 男

芦屋町長 波多野 茂 丸

水巻町長 近 藤 進 也

岡垣町長 宮 内 實 生

遠賀町長 原 田 正 武